第十八条の十二第二項及び第十八条の十六第四項	登録基幹技能者講習を	登録解体工事講習を	
第十八条の十三	登録基幹技能者講習が	登録解体工事講習が	
第十八条の十六第一項	登録基幹技能者講習に	登録解体工事講習に	
第十八条の十六第一項第三号	受講者の受講番号、氏名、生年月日及び合否の別	受講者の受講番号、氏名及び生年月日	

第十八条の三の八第十三号	第十八条の三の十四第三項	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の十四第三項	
第十八条の三の十第二項及び第十八条の三の十四第四項	登録基幹技能者講習を	登録解体工事講習を	
第十八条の三の十一	登録基幹技能者講習が第十八条の三の四第一項	登録解体工事講習が改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四第一項	
第十八条の三の十	第十八条の三の六	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の六	
第十八条の三の十三第一号	第十八条の三の三第一号	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の三第一号	
第十八条の三の十三第二号	第十八条の三の七	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の七	
第十八条の三の十第三号	第十八条の三の十第二項各号	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の十第二項各号	
第十八条の三の十三第四号	前二条	改正規則附則第二条第二項において準用する前二条	
第十八条の三の十三第五号	第十八条の三の十五	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の十五	
第十八条の三の十四第一項	登録基幹技能者講習に	登録解体工事講習に	
第十八条の三の十四第一項第三号	受講者の受講番号、氏名、生年月日及び合否の別	受講者の受講番号、氏名及び生年月日	
第十八条の三の十六第二号	第十八条の三の七	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の七	
第十八条の三の十六第三号	第十八条の三の九	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の九	